

令和元年度における保険者機能強化推進交付金について

1 保険者機能強化推進交付金

介護保険法第 122 条の 3 第 1 項の規定に基づく交付金で、市町村による高齢者の自立支援・重度化防止や介護予防等に関する取組を支援することを目的としています。

取組の内容は、国、県、市及び第 2 号被保険者の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に交付金を充当して、市が行う地域支援事業等を充実し、高齢者の自立支援・重度化防止・介護予防等に必要な取組とされています。

2 交付金の算定

市町村の取組状況に応じて、厚生労働大臣が必要と認めた額を基準額とします。

基準額の算定方法は、「市の評価点数×第 1 号被保険者数」により算定した点数を基準として、全市町村の「評価点数×第 1 号被保険者数」の合計に占める割合に応じて予算の範囲内で交付されます。令和元年度の予算は約 190 億円です。(昨年度と同額)

3 評価指標の該当状況

2 の算定に必要な「2019 年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標」の該当状況を厚生労働省へ提出します。

【指標見直しの主な内容】

- 計画策定に係る指標について、PDCAとして2年目に実施すべき項目に変更
- アウトカム指標の配点の拡充、精緻化 など

4 スケジュール

- 令和元年 6 月 自己評価提出
- 8 月 評価結果・配分内示額の提示
- 9 月 評価結果公表
- 2 年 1 月 交付決定

5 本市の該当状況結果

下記・裏面のとおり、692 点中 549 点で、19 市町中 7 番目でした。

交付金配分額は、7,764 千円で、対前年比△121 千円でした。

	令和元年度	平成 30 年度	比較	対前年比(%)
指標評価点満点	692	612	80	13.1
市評価点	549	520	29	5.6
県内平均点	530.1	493.1	37.0	7.5
全国平均点	428.6	411	17.6	4.3
市交付金 (千円)	7,764	7,885	△121	△1.5
交付金県計 (千円)	216,894	219,986	△3,092	△1.4
1 人当たり市 (円)	596.4	609.6	△13.2	△2.2
県 (円)	598.7	611.2	△12.5	△2.0

令和元年度 保険者機能強化推進交付金該当状況調査結果

評価項目	満点	評価点数
I PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築	80	74 点
II 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進	529	409 点
(1) 地域密着型サービス	47	36 点
・所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に1回以上の割合（16.6%）で実地指導を実施しているか	(10)	(5)
・地域密着型サービス事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか	(15)	(15)
(2) 介護支援専門員・介護サービス事業所	30	30 点
(3) 地域包括支援センター	143	116 点
① 地域包括支援センターの体制に関するもの	41	41 点
・地域包括支援センターの3職種一人当たり高齢者数の状況が1,500人以下（配置基準が異なるため、規模別の指標）	(10)	(10)
② ケアマネジメント支援に関するもの	30	30 点
・地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会等の開催計画を作成しているか	(10)	(10)
③ 地域ケア会議に関するもの	72	45 点
・地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングする仕組みを構築し、実行しているか	(10)	(0)
・複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市へ提言しているか	(10)	(5)
・地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員が共有するための仕組みを構築しているか	(10)	(10)
(4) 在宅医療・介護連携	68	68 点
(5) 認知症総合支援	46	23 点
(6) 介護予防／日常生活支援	89	89 点
(7) 生活支援体制の整備	46	17 点
(8) 要介護状態の維持・改善の状況等	60	30 点
III 介護保険運営の安定化に資する施策の推進	83	66 点
(1) 介護給付の適正化	59	54 点
(2) 介護人材の確保	24	12 点
合 計	692	549 点